

全体会計財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50 万円（美術品は300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計制度研究会」報告に基づき、「新統一的な基準」への移行を行っております。これに伴い、固定資産台帳の作成に基づく、固定資産の表示等を行っております。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特になし

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

(3) 組織・機構の大幅な変更

特になし

(4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

- ① 一般会計
- ② 土地取得特別会計
- ③ 霊園事業特別会計
- ④ 競輪事業特別会計
- ⑤ 国民健康保険事業特別会計
- ⑥ 介護保険事業特別会計
- ⑦ 介護老人保健施設特別会計
- ⑧ 後期高齢者医療特別会計
- ⑨ 病院事業会計
- ⑩ 水道事業会計
- ⑪ 下水道事業会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異 特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲 なし

(6) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額 なし

(7) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース 債務金額 なし